



市章

彦根市公報

令和5年(2023年)8月1日
第1897号
火曜日

定日発行 毎月1日、15日 2回

目次

- 訓令
 - 13 彦根市事務決裁規程の一部を改正する訓令 1
- 告示
 - 195 彦根市人権のまちづくり推進事業補助金交付要綱の一部改正 12
 - 196 彦根市生活支援体制整備事業実施要綱の一部改正 14
 - 197 彦根市農業委員会臨時総会の招集 14
 - 198 屋外広告物等の保管..... 15
 - 198の2 健康診査手数料の徴収事務の委託 15
- 公告
 - 犬の抑留について公告..... 16
 - 都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告..... 16
 - 都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告..... 16
- 教育委員会告示
 - 14 指定管理者の募集..... 16
 - 15 指定管理者の募集..... 17
 - 16 彦根市教育委員会会議の招集..... 18
- 選挙管理委員会告示
 - 55 彦根市選挙管理委員会の招集..... 19
 - 56 彦根市議会議員一般選挙における選挙運動に関する収支報告書の要旨の公表 19
- 農業委員会告示
 - 9 彦根市農業委員会定期総会の招集 19
- 水道事業告示
 - 13 彦根市指定給水装置工事事業者の指定 19
 - 14 彦根市指定給水装置工事事業者の廃止届出書を受理したもの 20
 - 15 彦根市指定給水装置工事事業者の指定 20
- 消防本部訓令
 - 3 彦根市消防本部救急業務規程の一部を改正する訓令 20
- 千福財産区告示
 - 4 彦根市千福財産区議会の招集..... 21

訓令

彦根市訓令第13号

彦根市事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和5年7月6日

彦根市長 和田裕行

彦根市事務決裁規程の一部を改正する訓令

彦根市事務決裁規程(平成19年彦根市訓令第40号)の一部を次のように改正する。

別表第1財務関係の部74の2の項中「総務部長」を「人事部長」に改め、同表財産関係の部92の項を次のように改める。

92 指定管理者の指定取消し または管理業務の停止命令	○				人事部長 (働き方・業務改革)
--------------------------------	---	--	--	--	--------------------

推進課長)

別表第1人事関係の部100の項、101の項および127の2の項中「総務部長」を「人事部長」に改め、同表文書管理関係の部130の項中「彦根市個人情報保護条例」を「個人情報の保護に関する法律」に改める。

別表第3を次のように改める。

別表第3(第3条、第4条、第7条関係)

個別の職務権限

組織名	項目	決裁権者					合議 先	備考
		市長	副市長	部長	次長	課長		
市長直轄組織								
危機管理課	1 災害対策本部の設置	○						
	2 防災会議の開催	○						
	3 防災訓練の実施	○						
	4 国民保護協議会の開催	○						
企画振興部								
企画課	1 市議会の招集の決定	○						
	2 部長会議および政策調整会議の開催および付議事件の決定			○				
	3 彦根市男女共同参画社会づくり推進本部の構成員の決定および会議の招集		○					
情報政策課	1 LGWAN登録分局の運営				○			登録分局責任者
まちづくり推進課	1 地縁による団体の認可等			○				
	2 認可地縁団体の印鑑登録					○		
	3 要望等の処理					○		
	4 3のうち重要なもの	○						
	5 行政相談委員の推薦			○				
	6 彦根市犯罪被害者等支援条例に規定する見舞金の支給		○					
広報戦略課	1 国際姉妹都市および国際友好都市の提携の決定	○						
	2 広報紙の発行	○						
	3 記者会見に関すること。	○						
人権政策課	1 人権擁護委員の推薦	○						
	2 彦根市人権施策推進本部の会議の招集	○						
総務部								
総務課	1 行政区域の境界の確認			○				
	2 町および字の区域および名称の変更	○						
	3 姉妹都市および友好都市の提携の決定	○						
	4 市功労者等の被表彰者の決定	○						
	5 漂流物の処置の決定					○		
	6 不当要求行為等対策連絡会議の所掌事項		○					
	7 条例の公布			○				
	8 裁判所等の依頼による公告等の掲示の決定					○		
	9 市公報の発行					○		
財政課	1 予算の編成方針および予算案の決定	○						
	2 特別地方交付税の要望額の決定			○				

	3	起債申請の決定							○			
	4	借入金の借入れの決定							○			
	5	繰上償還の決定							○			
	6	財政事情の公表							○			
税務課	1	災害等による申告等の期限の延長の決定								○		
	2	特別徴収義務者の決定								○		
	3	固定資産の価格の決定							○			
債権管理課	1	徴収の囑託または受託								○		
	2	差押および差押の解除の決定							○			緊急を要するものを除く。
	3	交付要求および交付要求の解除の決定								○		
	4	公売の決定							○			
	5	滞納処分の執行停止の決定								○		
契約監理室	1	入札参加資格の決定							○			
	2	入札参加資格の承継の承認							○			
	3	単価契約の変更							○			
	4	工事成績評定通知書の送付							○			
公有財産管理課	1	本庁舎の目的外使用等の許可							○			
	2	本庁舎への集団立入りの制限								○		
	3	本庁舎内の秩序維持のための立入禁止								○		
	4	本庁舎内における行為の禁止および退去の命令								○		
	5	本庁舎内に持ち込まれた物品の撤去または搬出の命令								○		
	6	自動車損害賠償責任保険等の請求事務に関する決定	○									
	7	市有建物及び自動車の全国市有物件災害共済会への加入および解約の決定									○	
人事部												
人事課	1	行政組織の決定							○			
	2	分掌事務の決定							○			
	3	職員定数の決定							○			
	4	特別職の任免							○			
	5	採用、昇任、降任および退職の承認							○			
	6	職員採用試験の実施							○			
	7	職員採用試験の合格者の承認							○			
	8	部長相当職位の休職の決定							○			
	9	次長相当職位以下の休職の決定								○		
	10	懲戒処分の決定							○			
	11	職務に専念する義務の免除								○		
	12	職員団体の職務に専従することの許可							○			
	13	休職者の復職の決定								○		
	14	育児休業の承認									○	
	15	当直命令									○	
	16	職員研修の実施								○		
	17	職員団体との交渉								○		
	18	昇給の決定								○		
	19	昇給延伸者およびその期間の決定								○		

	20 勤勉手当の支給額の決定				○			
	21 諸手当の認定						○	
	22 退職手当支給額の決定				○			
	23 職員表彰の実施	○						
	24 公務災害および通勤災害の認定				○			
	25 被服の貸与の決定						○	
	26 健康診断の実施						○	
市民環境部								
ライフサービス課	1 印鑑の登録、変更および廃止の決定						○	
	2 住民基本台帳および戸籍滅失による再製の決定						○	
	3 職権による住民基本台帳の記載、変更および消除の決定						○	
	4 住民基本台帳実態調査の実施						○	
	5 人口動態調査に係る事務の決定						○	
	6 住居表示の街区および住居番号の決定						○	
	7 死体(胎)埋火葬の許可						○	
	8 自動車の臨時運行の許可						○	
保険年金課	1 国民健康保険の保険料率の決定	○						
	2 国民健康保険の被保険者の認定						○	
	3 国民健康保険証の交付						○	
	4 出産育児一時金および葬祭費の支給決定						○	
	5 現物給付以外の医療費等の支給決定						○	
	6 高額療養費支払資金の貸付けの決定						○	
	7 第三者行為の求償の決定						○	
	8 福祉医療等の受給資格の認定						○	
	9 老人保健医療および福祉医療等の助成制度の適用						○	
	10 児童手当の受給資格および手当額の認定						○	
	11 児童手当の支給の制限						○	
	12 子ども手当の受給資格および手当額の認定						○	
生活環境課	1 公害防止その他の環境保全対策の基本方針の決定	○						
	2 特定工場等の設置または変更の受理						○	
	3 公害発生施設に係る改善勧告または一時停止命令	○						
	4 公害発生施設に係る設置許可の取消しまたは操業停止命令	○						
	5 公害発生施設への立入調査または報告の聴取の決定						○	
	6 公害関係法令に違反した者の公開の決定					○		
	7 浄化槽設置届および変更届の受理						○	
	8 浄化槽廃止届の受理						○	
	9 浄化槽清掃業者の許可および処分の決定	○						
	10 一般廃棄物処理業者(浄化槽汚泥に限る。)の許可および処分の決定	○						
	11 鳥獣の飼養登録およびヤマドリの販売許可							○
	12 有害鳥獣の捕獲の許可							○

	13 一般廃棄物処理事業実施計画の策定	○						
	14 墓地等の経営の許可	○						
	15 消費生活用製品の販売業者からの報告の徴収および立入検査の実施の決定					○		
	16 消費生活用製品の提出命令					○		
	17 狂犬病予防注射の実施					○		
清掃センター	1 一般廃棄物処理業者(浄化槽汚泥を除く。)の許可および処分の決定	○						
	2 ごみの搬入の許可					○		清掃センター所長
	3 清掃センター施設の利用許可					○	生活環境課長	清掃センター所長
福祉保健部								
社会福祉課	1 り災見舞金の支給および貸付金の決定				○			
	2 り災証明書の発行					○		
	3 行旅病人の収容の決定				○			
	4 行旅死亡人の収容、引渡しおよび遺留金品の処分の決定				○			
	5 生活保護法における医療機関および介護機関の指定・廃止						○	
	6 社会福祉法人の定款等の認可または認定				○			
	7 社会福祉法人の解散または事業の停止命令				○			
高齢福祉推進課	1 介護認定調査委託に係る事業者との契約の決定					○		
	2 介護認定審査会への審査判定の依頼					○		
	3 要介護および要支援の認定ならびに認定の取消しの決定					○		
	4 介護保険の現物給付以外の保険給付費等の支給の決定					○		
	5 介護保険の第三者行為の求償					○		
	6 居宅介護、支援サービス費種類支給限度基準に係る勧告					○		
	7 居宅介護サービス費等の額の特例の決定					○		
	8 基準該当居宅サービスの審査の決定				○			
	9 高額介護サービス費支払資金の貸付けの決定					○		
	10 緊急通報システムの利用決定					○		
	11 成年後見人の申立て	○						
	12 地域支援事業サービス(成年後見人の市長申立てを除く。)の利用(廃止)の決定					○		
	13 地域密着型サービス事業者の指定、指導等				○			
	14 地域支援事業サービスの利用または廃止の決定					○		
障害福祉課	1 自立支援給付(障害福祉サービス、自立支援医療費、補装具費の支給等)および障害児通所給付費等の支給決定および利用者負担額の決定					○		
	2 介護給付費等の額の特例の適用決定					○		
	3 補装具製作者との補装具費代理受領等に					○		

	と。								
	7 6のうち軽易なもの							○	
	8 彦根市文化財保護審議会に関すること。			○					
	9 歴史的風致維持向上計画の策定および変更の決定	○							
	10 歴史的風致形成建造物の指定	○							
産業部									
農林水産課	1 中山間地域等直接支払制度に係る集落協定の認定			○					
	2 伐採計画の承認および変更命令			○					
	3 伐採命令			○					
	4 森林の施業の勧告			○					
	5 森林施業実施協定の認可および取消し			○					
	6 森林施業計画等の認定および取消し			○					
	7 森林法に基づく火入れの許可						○		
	8 森林法に基づく立入の許可						○		
	9 林業災害報告書の提出						○		
	10 農道、林道、用排水路等の国、県等からの引継ぎ等の決定			○					
	11 農道、林道、用排水路等の占用および一時使用の許可ならびに工作物の設置の承認						○		
	12 農道、林道、用排水路等の境界および幅員の確認						○		
	13 農用地利用集積計画等の農業委員会への審議依頼						○		
	14 土地改良事業計画の認可			○					
	15 換地計画の認可			○					
	16 換地処分に関する手続			○					
	17 土地改良区施設管理規程の認可			○					
	18 土地改良事業の工事の着手および完了に関する手続			○					
	19 土地改良事業に関する報告の徴収および状況検査の実施						○		
	20 土地改良区および農業法人等に対する措置命令			○					
	21 土地改良区役員の改選の命令および役員解任	○							
	22 利用権設定に係る証明書の交付						○		
	23 農業集落排水処理施設の使用承認						○		
	24 農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画の変更			○					
	25 農業経営基盤強化促進基本構想に係る利用権の設定			○					
	26 農業経営改善計画の認定						○		
	27 青年等就農計画の認定						○		
地域経済振興課	1 商店街振興組合の設立および合併の認可ならびに合併に伴う定款の変更の認可	○							
	2 1の場合を除く商店街振興組合の定款の変更の認可			○					
	3 商店街振興組合法第59条に定める総会の招集の承認	○							

	4 商店街振興組合に対する措置命令および解散命令	○							
	5 商店街振興組合の弁明の機会の供与の決定	○							
	6 特定中小企業者の認定					○			
	7 中小企業金融の融資あっせんの決定および条件変更承認の決定			○					
建設部									
	1 市道の路線の認定	○							
	2 市道の区域の決定	○							
	3 市道の供用の開始等	○							
	4 道路の国、県等からの引継ぎの決定			○					
	5 法定外公共物の用途廃止、用途変更の決定			○					
	6 市道および法定外公共物の官民地境界の確定					○			
	7 市道の占用の許可、廃止および更新					○			
	8 通行の禁止および制限の承認					○			
	9 道路管理者以外の者の行う工事の承認					○			
	10 道路法第24条に基づく工事の施行命令					○			
建設管理課	11 都市計画法第32条に基づく管理予定者との協議経過書の締結			○					
	12 法定外公共物占用等工作物設置承認許可					○			
	13 行政財産使用許可					○			
	14 特殊車両通行許可および通行協議					○			
	15 市道の幅員証明					○			
	16 採石法の許認可に関する意見具申等					○			
	17 河川の国、県等からの引継ぎの決定			○					
	18 市有水路および準用河川の境界の確認					○			
	19 市有水路および準用河川の占用の許可					○			
	20 水路・道路用地の無償による取得の決定(すでに水路・道路としての機能があるものに限る。)			○					
	21 電線共同溝入溝の承認					○			
市街地整備課	1 所在地変更証明書の交付					○			
	2 換地処分証明書の交付					○			
都市政策部									
	1 都市計画面案の決定および変更案の決定	○							
	2 都市計画の区域の確認					○			
	3 市街化調整区域内における建築行為等の許可			○					
	4 都市計画図の複製の承認					○			
	5 土地区画整理事業の施行区域内における建築行為等の許可					○			
都市計画課	6 個人施行に係る土地区画整理事業の施行または廃止もしくは終了の認可	○							
	7 土地区画整理組合の設立または解散の認可	○							
	8 土地区画整理組合の事業計画等の変更の認可			○					
	9 土地区画整理組合の換地計画(変更を含む。)の認可	○							
	10 土地区画整理組合の決算報告書の承認	○							

	11	仮換地の指定および変更	○						
	12	換地計画および換地処分の決定	○						
	13	清算金の決定	○						
	14	保留地の処分の決定	○						
	15	使用収益の開始および廃止の決定			○				
	16	公園等の国、県等からの引継ぎの決定			○				
	17	公園管理者以外の者の設置する公園施設の設置および許可			○				
	18	公園等の占用の許可					○		
	19	緑化推進地区の指定			○				
	20	事前指導および事前審査					○		
	21	都市計画法第 32 条の規定に基づく同意および協議					○		
	22	開発行為の許可			○				
	23	開発行為に係る検査済証の交付			○				
	24	開発登録簿謄本の交付					○		
	25	建築制限の解除			○				
	26	建築物の敷地面積に対する建築面積の割合等の指定			○				
	27	開発許可を受けた土地における建築等の制限			○				
	28	開発行為に係る地位承継の承認			○				
	29	優良宅地の認定			○				
	30	都市計画施設等の区域内における建築等の許可					○		
	31	地区計画等の区域内における建築等の届出					○		
	32	都市計画事業の施行区域内における建築等の許可					○		
	33	公有地の拡大の推進に関する法律第 2 章に係る事務			○				
	34	低未利用土地等の譲渡に係る所得税および個人住民税の特例措置の適用の確認					○		
庄堺公園管 理事務所	1	庄堺公園の使用許可					○		
建築指導課	1	建築基準法第 12 条第 5 項に係る報告の請求					○		
	2	建築基準法第 3 条第 1 項に係る保存建築物の指定および認定			○				
	3	建築基準法第 22 条および第 84 条に係る区域の指定	○						
	4	建築基準法第 42 条第 1 項第 4 号および第 5 号に係る指定			○				
	5	建築基準法第 42 条第 2 項および第 3 項に係る指定			○				
	6	建築基準法第 46 条に係る壁面線の指定			○				
	7	建築基準法第 68 条の 7 に係る予定道路の指定			○				
	8	建築基準法第 43 条に係る認定および許可					○		
	9	建築基準法第 44 条に係る許可			○				
	10	建築基準法第 47 条に係る許可			○				

	11 建築基準法第 48 条に係る許可			○				
	12 建築基準法第 51 条に係る許可	○						
	13 建築基準法第 52 条、第 55 条および第 56 条の 2 に係る許可			○				
	14 建築基準法第 53 条に係る許可			○				
	15 建築基準法第 59 条の 2、第 86 条および第 86 条の 2 に係る許可および認定			○				
	16 建築基準法第 73 条に係る建築協定の認可			○				
	17 建築基準法第 85 条に係る許可			○				建築審査会の同意を要しないものは課長
	18 建築基準法第 9 条、第 10 条および第 11 条に係る勧告、命令または代執行	○						建築基準法第 10 条に係る勧告は部長
	19 建築基準法第 8 条に係る維持保全の指導および助言ならびに第 9 条の 4 に係る保安上危険な建築物等の指導および助言					○		
	20 建築基準法に基づく公開による意見の聴取			○				
	21 建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づく認定					○		
	22 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく認定					○		
	23 だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例に基づく適合通知書の交付および勧告			○				適合通知書の交付は課長
	24 租税特別措置法に基づく優良住宅等の認定					○		
	25 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づく勧告および命令	○						勧告は部長
	26 彦根市旅館等建築規制に関する条例第 8 条に係る勧告および中止命令	○						勧告は部長
	27 建築基準法第 7 条の 6 に係る建築物の使用の認定					○		
	28 建築基準法第 79 条および第 80 条の 2 に係る建築審査会委員の任免	○						
	29 長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づく認定					○		
	30 都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく認定					○		
	31 建築物エネルギー消費性能の向上に関する法律に基づく認定					○		
建築指導課 景観まちなみ室	1 景観計画の策定の決定	○						
	2 景観計画区域内における行為の届出に対する適合通知、助言および指導					○		
	3 景観計画区域内における行為の届出に対する勧告			○				
	4 景観計画区域内における行為の届出に対する命令、氏名等の公表	○						
	5 周辺景観に配慮した管理の要請					○		

	6 景観重要建造物および景観重要樹木の指定および解除	○						
	7 景観形成協定および景観形成市民団体の認定および取消し	○						
	8 景観形成に寄与していると認められる建築物等の表彰	○						
	9 風致地区内における建築等の行為に対する許可					○		
	10 風致地区内における建築等の行為に対する命令	○						
	11 屋外広告物の表示または掲出物件の設置に対する許可					○		
	12 違反広告物に対する措置命令	○						
	13 保管広告物の売却			○				
	14 優良意匠屋外広告物の指定	○						
	15 屋外広告物許可手数料の徴収					○		
	16 本町地区地区計画区域内における現状変更行為の届出に対する通知					○		
交通政策課	1 放置車両の所有者への通知			○				
住宅課	1 市営住宅の入居者の公募の実施		○					
	2 市営住宅の入居者および補欠入居者の決定		○					
	3 市営住宅の特定入居の決定		○					
	4 市営住宅の同居および承継入居の承認			○				
	5 市営住宅の家賃の決定			○				
	6 市営住宅の家賃・敷金の減免および徴収猶予の決定			○				
	7 市営住宅の収入超過者等に関する認定			○				
	8 市営住宅の収入超過者等の家賃の決定			○				
	9 市営住宅の明渡し請求および明渡し期限の延長の決定	○						
	10 市営住宅駐車場の使用許可					○		
	11 市営住宅の模様替えおよび増築の承認					○		
	12 改良住宅の入居者の決定		○					
	13 改良住宅の同居および承継入居の承認			○				
	14 改良住宅の家賃の決定			○				
	15 改良住宅の家賃・敷金の減免および徴収猶予の決定			○				
	16 改良住宅の高額所得者の家賃の決定			○				
	17 改良住宅の明渡し請求の決定	○						
	18 改良住宅の模様替えおよび増築の承認					○		
	19 住宅新築資金等貸付金の償還の猶予または免除				○			
	20 住宅新築資金等貸付金の完済証明書の発行				○			
	21 彦根市空き家等の適正管理に関する条例第5条に係る立入調査および第6条に係る指導						○	
	22 彦根市空き家等の適正管理に関する条例第6条に係る勧告				○			
	23 彦根市空き家等の適正管理に関する条例第7条に係る命令	○						

	24 彦根市空き家等の適正管理に関する条例第 8 条に係る公表	○						
	25 特定空家等の判断および措置に関すること。	○						
上下水道部								
上下水道業務課	1 下水道負担金単価および使用料単価の額の決定	○						
	2 負担金徴収猶予、猶予解除、減免および使用料減免の決定					○		
	3 受益者および受益者負担金の算定の基礎となる地積の決定					○		
	4 臨時排水に係る汚水、水道汚水以外の汚水および特殊営業に係る排水量の認定					○		
	5 排水設備等の計画の確認および検査					○		
	6 除外施設等の新設の確認					○		
	7 排水設備、特殊施設、除外施設その他の物件への立入検査実施の決定					○		
	8 排水設備新設資金融資あっせんおよび補助金交付の決定					○		
	9 行政区域外流入入に係る協議締結	○						
	10 下水道指定工事店の指定				○			
	11 供用開始および賦課区域の決定				○			
下水道建設課	1 下水道排水施設の制限行為の許可					○		
	2 下水道敷の占用許可					○		
	3 公共下水道の付近地の掘削承認					○		
	4 都市計画法第 32 条による同意および協議					○		
	5 私道への公共下水道敷設の決定					○		
	6 公共汚水ます等特別設置申請の承認					○		
	7 下水道事業に係る計画および認可申請	○						
	8 流域下水道接続承認および使用承認				○			

付 則

この訓令は、令和 5 年 7 月 6 日から施行し、同年 4 月 1 日から適用する。

告 示

彦根市告示第 195 号

彦根市人権のまちづくり推進事業補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。
令和 5 年 7 月 5 日

彦根市長 和田 裕 行

彦根市人権のまちづくり推進事業補助金交付要綱の一部を改正する告示

彦根市人権のまちづくり推進事業補助金交付要綱(平成 27 年彦根市告示第 92 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条中「協議会」という。)の次に「または自治会(その名称にかかわらず地域住民が自主的に結成する町内会をいう。以下同じ。)」を加える。

第 2 条および第 3 条を次のように改める。

(補助対象団体)

第 2 条 補助金の交付の対象となる団体(以下「補助対象団体」という。)は、次に掲げる団体とする。

- (1) 協議会
- (2) 自治会(協議会の設置のない通学区に存する自治会に限る。)

(補助対象事業等)

- 第3条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、人権が尊重されるまちの実現を目的として行われる事業であって、別表第1に定めるものとする。
- 2 補助対象事業は、次条の規定による補助金の交付申請の日が属する年度内に開始し、当該年度の末日までに完了しなければならない。
- 3 補助金の額は、別表第2に定める額とする。
- 第4条および第6条第1項中「協議会」を「補助対象団体」に改める。
別表第1および別表第2を次のように改める。

別表第1(第3条関係)

補助対象事業	補助対象団体	事業の内容等
1 地域人権啓発活動推進事業	協議会	協議会が自主的に実施する次に掲げる事業 (1) 人権学習の場づくり事業(市民学習会の開催、人権のまちづくり懇談会の開催支援等) (2) 人権啓発リーダーの育成および活動促進事業(人権教育推進員研修会および会議の開催、各種人権学習会への参加の促進等) (3) 人権啓発活動の活性化および情報発信事業(人推協だよりの発行、街頭啓発の実施その他協議会が行う人権啓発活動等)
2 人権学習会開催推進事業	協議会	協議会が次に掲げる人権学習会の開催または開催支援を行う事業 (1) 市民学習会 (2) 人権のまちづくり懇談会 (3) 人権教育推進員研修会
	自治会	自治会が開催する人権のまちづくり懇談会

別表第2(第3条関係)

補助対象事業	補助対象団体	補助金の額
1 地域人権啓発活動推進事業	協議会	事業の実施に要する経費の額とし、20,000円を限度とする。ただし、次の(1)および(2)に掲げる要件のいずれにも該当する場合は、120,000円を限度とする。 (1) 人権啓発リーダーの育成に取り組んでいること。 (2) 人権啓発活動においてヒューマンアクター(彦根市ヒューマンアクターの設置等に関する規則(平成14年彦根市規則第32号)第1条に規定するヒューマンアクターをいう。)による支援を必要としないこと。
2 人権学習会開催推進事業	協議会	次の(1)から(3)までに掲げる人権学習会の区分に応じ、当該(1)から(3)までに定める額の合計額とする。 (1) 市民学習会 15,000円(参加人数が100人以上の場合は、30,000円)。ただし、補助金の交付の対象は、1協議会につき1年度当たり1回に限る。 (2) 人権のまちづくり懇談会 開催1回当たり7,000円。ただし、補助金の交付の対象は、1協議会につき1年度当たり当該学区における自治会数に相当する回数を上限とする。 (3) 人権教育推進員研修会 開催1回当たり10,000円。ただし、補助金の交付の対象は、1協議会につき1年度当たり2回を上限とする。

自治会	人権のまちづくり懇談会 開催 1 回当たり 7,000 円。ただし、補助金の交付の対象は、1 自治会につき 1 年度当たり 1 回を上 限とする。
-----	--

別記様式第 1 号中 「 _____ 学区人権教育推進協議会 _____ を削り、同様式別紙 1 中「

_____ 学区人権教育推進協議会) _____ を削り、同様式別紙 1-1 中「(_____ 学区人権教育推進協議会) _____ を削り、「市教育委員会人権教育課主催」を「市教育委員会事務局学校支援・人権・いじめ対策課主催」に改め、同様式別紙 2 中「(_____ 学区人権教育推進協議会) _____ を削る。

別記様式第 2 号および別記様式第 3 号中 _____ 学区人権教育推進協議会 _____ を削る。

別記様式第 4 号中 _____ 学区人権教育推進協議会 _____ を削り、同様式別紙 3 中

「(_____ 学区人権教育推進協議会) _____ を削り、同様式別紙 3-1 中「(_____ 学区人権教育推進協議会) _____ を削り、「市教育委員会人権教育課主催」を「市教育委員会事務局学校支援・人権・いじめ対策課主催」に改め、同様式別紙 4 中「(_____ 学区人権教育推進協議会) _____ を削る。

別記様式第 5 号から別記様式第 8 号まで中 _____ 学区人権教育推進協議会 _____ を削

る。

付 則

この告示は、令和 5 年 7 月 5 日から施行し、改正後の彦根市人権のまちづくり推進事業補助金交付要綱の規定は、令和 5 年度以降の予算に係る補助金について適用する。

彦根市告示第 196 号

彦根市生活支援体制整備事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 5 年 7 月 6 日

彦根市長 和 田 裕 行

彦根市生活支援体制整備事業実施要綱の一部を改正する告示

彦根市生活支援体制整備事業実施要綱(平成 30 年彦根市告示第 127 号)の一部を次のように改正する。

本則中「地域支え合い推進員」を「生活支援コーディネーター(地域支え合い推進員)」に改める。

付 則

この告示は、令和 5 年 7 月 6 日から施行する。

彦根市告示第 197 号

彦根市農業委員会臨時総会を下記のとおり招集する。

令和 5 年 7 月 6 日

彦根市長 和 田 裕 行

記

- 1 日時 令和 5 年 7 月 20 日(木) 午後 1 時から
- 2 場所 彦根市役所 本庁舎 5 階 第 1 委員会室
- 3 議題

- (1) 会長の選任について
- (2) 会長職務代理者(農地担当および農政担当)の選任について
- (3) 議席の指定について
- (4) 彦根市農業委員会の農地利用最適化推進委員の委嘱につき同意を求めることについて
- (5) ブロック長の選任について
- (6) その他

彦根市告示第198号

屋外広告物法(昭和24年法律第189号)第8条第1項の規定により、下記のとおり広告物等を保管したので、彦根市屋外広告物条例(平成27年彦根市条例第6号)第21条第1項の規定により告示する。

令和5年7月11日

彦根市長 和田裕行

記

- 1 保管広告物等の種類および数量
立看板 5件
- 2 保管広告物等を除却した場所
彦根市開出今町、大藪町および南川瀬町
- 3 保管広告物等を除却した日
令和5年7月6日および同月7日
- 4 保管広告物等の保管を始めた日
令和5年7月6日および同月7日
- 5 保管広告物等の保管の場所
彦根市元町4番2号
- 6 その他
 - (1) 保管広告物等の詳細については、建築指導課景観まちなみ室に備付けの保管広告物等一覧簿により確認することができます。
 - (2) 保管広告物等の返還を受けようとするときは、当該保管広告物等の所有者等であることを証する書類を持参の上、建築指導課景観まちなみ室までお越しください。
- 7 問合せ先
彦根市都市政策部建築指導課景観まちなみ室
電話 0749-22-1411(代表) 内線 241
0749-30-6148(直通)

彦根市告示第198号の2

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき、健康診査手数料の徴収事務を下記のとおり委託した。

令和5年7月12日

彦根市長 和田裕行

記

- 1 委託の相手方
 - (1) 所在地 犬上郡甲良町尼子2021番地5
 - (2) 名称 彦根歯科医師会
 - (3) 代表者 会長 若松健治
- 2 委託事務の内容
彦根市手数料条例(平成12年彦根市条例第10号)に基づく歯科健康診査に係る健康診査手数料の徴収事務
- 3 委託期間
令和5年7月12日から令和6年3月31日まで

4 徴収の方法

現金で徴収する。

5 その他

委託事務は、別表に掲げる実施医療機関で行う。

公 告

犬の抑留について公告

狂犬病予防法(昭和 25 年法律第 247 号)第 6 条第 7 項の規定により、次のとおり抑留されたので、所有者は、滋賀県動物保護管理センター所長に申し出て引き取ってください。なお、所有者が引き取らないときは、同条第 9 項の規定により処分されます。

令和 5 年 7 月 4 日

彦根市長 和 田 裕 行

(以下省略)

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告

都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 36 条第 1 項の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第 2 項の規定に基づき、次のとおり検査済証を交付した。

令和 5 年 7 月 11 日

彦根市長 和 田 裕 行

開発許可を受けた者の住所および氏名	開発区域の名称	面 積	検査済証	
			交付年月日	番 号
彦根市鳥居本町 1258 番地 株式会社北川鉄工所 代表取締役 北川 茂樹	彦根市鳥居本町字はさ満 2362 番、2363 番、2364 番 1、2364 番 5、2365 番 1 の一部、2366 番 2 およ び 2367 番 1	3,971.66 m ²	令和 5.7.11	949

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告

都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 36 条第 1 項の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第 2 項の規定に基づき、次のとおり検査済証を交付した。

令和 5 年 7 月 11 日

彦根市長 和 田 裕 行

開発許可を受けた者の住所および氏名	開発区域の名称	面 積	検査済証	
			交付年月日	番 号
(略)	彦根市川瀬馬場町字鶴ヶ池 1142 番 1 の一部、1142 番 2 の一部、1142 番 3 の一部 および 1143 番 1 の一部	475.29 m ²	令和 5.7.11	963

教育委員会告示

彦根市教育委員会告示第 14 号

彦根市公民館の設置および管理に関する条例(昭和 56 年彦根市条例第 3 号)第 15 条第 1 項の規定により、下記のとおり指定管理者の募集を実施する。

令和 5 年 7 月 10 日

彦根市教育委員会

教育長 西 嶋 良 年

記

1 施設の名称および所在地

(1) 名 称 彦根市中地区公民館

(2) 所在地 彦根市大藪町 2610 番地

2 管理の基準および業務の範囲

彦根市公民館の設置および管理に関する条例第16条に定めるもののほか、詳細については、彦根市中地区公民館指定管理者公募要項のとおり

3 指定予定期間

令和6年4月1日から令和10年3月31日まで

4 応募資格

彦根市中地区公民館指定管理者公募要項のとおり

5 指定申請に必要な書類

- (1) 彦根市中地区公民館指定管理者指定申請書
- (2) 団体概要書および応募資格を有していることを証する書類
- (3) 管理業務の事業計画書
- (4) 管理業務に係る収支計画書
- (5) 団体の経営(運営)状況を説明する書類
- (6) その他教育委員会が必要と認める書類

詳細については、彦根市中地区公民館指定管理者公募要項のとおり

6 公募要項および申請様式の配布方法

(1) インターネットによる配布

彦根市ホームページからダウンロードの方法により配布する。

アドレスは、<https://www.city.hikone.lg.jp/>

(2) 直接配布

ア 配布場所 彦根市教育委員会事務局生涯学習課

イ 配布期間 令和5年7月10日(月)から同年8月10日(木)まで

ただし、彦根市の休日を定める条例(平成2年彦根市条例第12号)第1条に定める休日を除く。

ウ 配布時間 午前8時30分から午後5時15分まで

7 指定申請を受け付ける期間

(1) 受付期間 令和5年7月10日(月)から同年8月10日(木)まで

ただし、彦根市の休日を定める条例(平成2年彦根市条例第12号)第1条に定める休日を除く。

(2) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで

8 指定申請書類の提出方法

提出場所への持参に限る。

9 問合せ先および指定申請書類の提出先

彦根市教育委員会事務局生涯学習課

〒522-8501 彦根市元町4番2号

電話 0749-24-7974

FAX 0749-23-9190

10 前各項に規定するもののほか、詳細については、彦根市中地区公民館指定管理者公募要項のとおり

彦根市教育委員会告示第15号

彦根市公民館の設置および管理に関する条例(昭和56年彦根市条例第3号)第15条第1項の規定により、下記のとおり指定管理者の募集を実施する。

令和5年7月10日

彦根市教育委員会

教育長 西嶋良年

記

1 施設の名称および所在地

(1) 名称 彦根市稲枝地区公民館

(2) 所在地 彦根市本庄町60番地

2 管理の基準および業務の範囲

彦根市公民館の設置および管理に関する条例第16条に定めるもののほか、詳細については、彦根市稲枝地区公民館指定管理者公募要項のとおり

3 指定予定期間

令和6年4月1日から令和10年3月31日まで

4 応募資格

彦根市稲枝地区公民館指定管理者公募要項のとおり

5 指定申請に必要な書類

- (1) 彦根市稲枝地区公民館指定管理者指定申請書
- (2) 団体概要書および応募資格を有していることを証する書類
- (3) 管理業務の事業計画書
- (4) 管理業務に係る収支計画書
- (5) 団体の経営(運営)状況を説明する書類
- (6) その他教育委員会が必要と認める書類

詳細については、彦根市稲枝地区公民館指定管理者公募要項のとおり

6 公募要項および申請様式の配布方法

(1) インターネットによる配布

彦根市ホームページからダウンロードの方法により配布する。

アドレスは、<https://www.city.hikone.lg.jp/>

(2) 直接配布

ア 配布場所 彦根市教育委員会事務局生涯学習課

イ 配布期間 令和5年7月10日(月)から同年8月10日(木)まで

ただし、彦根市の休日を定める条例(平成2年彦根市条例第12号)第1条に定める休日を除く。

ウ 配布時間 午前8時30分から午後5時15分まで

7 指定申請を受け付ける期間

(1) 受付期間 令和5年7月10日(月)から同年8月10日(木)まで

ただし、彦根市の休日を定める条例(平成2年彦根市条例第12号)第1条に定める休日を除く。

(2) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで

8 指定申請書類の提出方法

提出場所への持参に限る。

9 問合せ先および指定申請書類の提出先

彦根市教育委員会事務局生涯学習課

〒522-8501 彦根市元町4番2号

電話 0749-24-7974

FAX 0749-23-9190

10 前各項に規定するもののほか、詳細については、彦根市稲枝地区公民館指定管理者公募要項のとおり

彦根市教育委員会告示第16号

彦根市教育委員会会議を下記のとおり招集する。

令和5年7月18日

彦根市教育委員会

教育長 西嶋良年

記

1 日時 令和5年7月27日(木)午後1時30分から

2 場所 彦根市役所本庁舎5-1、5-2会議室

3 議題 なし(報告事項等のみ)

選挙管理委員会告示

彦根市選挙管理委員会告示第55号

彦根市選挙管理委員会を下記のとおり招集する。

令和5年7月4日

彦根市選挙管理委員会
委員長 野瀬 毅

記

- 日時 令和5年7月5日(水) 午前9時30分
- 場所 彦根市役所本庁舎 会議室2-3
- 議題
 - 在外選挙人名簿の登録の抹消状況について
 - 在外選挙人名簿の登録状況について
 - 永久選挙人名簿の登録の抹消状況について
 - その他

彦根市選挙管理委員会告示第56号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第192条第1項の規定により、令和5年4月23日執行の彦根市議会議員一般選挙における同法第189条の規定による公職の候補者の選挙運動に関する収入および支出の報告書の要旨を下記のとおり公表する。

令和5年7月12日

彦根市選挙管理委員会
委員長 野瀬 毅

- 選挙の種類
令和5年4月23日執行彦根市議会議員一般選挙
- 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)
4,109,000円
- 報告書要旨
別紙のとおり
(以下省略)

農業委員会告示

彦根市農業委員会告示第9号

彦根市農業委員会定期総会を下記のとおり招集する。

令和5年7月4日

彦根市農業委員会
会長 田中 金二

記

- 日時 令和5年7月11日(火) 午後1時から午後3時まで
- 場所 彦根市役所5階 第1委員会室
- 議題
 - 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
 - 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
 - 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
 - 彦根市農用地利用集積計画(案)について
 - 彦根市農用地利用集積等促進計画(案)について

水道事業告示

彦根市水道事業告示第13号

彦根市指定給水装置工事事業者規程(平成10年彦根市水道部規程第2号)第4条第1項の規定

により、彦根市指定給水装置工事事業者に指定したものは、下記のとおりである。

令和 5 年 7 月 5 日

彦根市長 和田裕行

記

登録番号	564
氏名または名称	須戸 慎治郎
当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	水工房 SUDO
上記事業所の所在地	米原市顔戸 1765 番地
指定年月日	令和 5 年 6 月 15 日

彦根市水道事業告示第 14 号

彦根市指定給水装置工事事業者規程(平成 10 年彦根市水道部規程第 2 号)第 7 条第 3 項の規定により、彦根市指定給水装置工事事業者の廃止届出書を受理したものは、下記のとおりである。

令和 5 年 7 月 14 日

彦根市長 和田裕行

記

登録番号	氏名または名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	廃止年月日
401	西村 哲史	西村電気商会	東近江市五個荘日吉町 554 番地 1	平成 20 年 10 月 10 日	令和 5 年 6 月 30 日

彦根市水道事業告示第 15 号

彦根市指定給水装置工事事業者規程(平成 10 年彦根市水道部規程第 2 号)第 4 条第 1 項の規定により、彦根市指定給水装置工事事業者に指定したものは、下記のとおりである。

令和 5 年 7 月 14 日

彦根市長 和田裕行

記

登録番号	565
氏名または名称	西村 高明
当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	西村電気商会
上記事業所の所在地	東近江市五個荘日吉町 554 番地 1
指定年月日	令和 5 年 7 月 3 日

消防本部訓令

彦根市消防本部訓令第 3 号

彦根市消防本部救急業務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 5 年 7 月 14 日

彦根市消防長 武山智昭

彦根市消防本部救急業務規程の一部を改正する消防本部訓令

彦根市消防本部救急業務規程(平成 23 年彦根市消防本部訓令第 1 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条中第 12 号を第 13 号とし、第 11 号の次に次の 1 号を加える。

(12) ドクターカー 医療機関が運行する緊急自動車で、救急医療に必要な機器等を携行した医師等が乗車し、救急現場等に出動するものをいう。

第 21 条の見出しおよび同条中「ドクターヘリ」の次に「およびドクターカー」を加える。

第 43 条に次の 1 項を加える。

3 前 2 項に定めるもののほか、救急業務に係る音声記録その他の記録に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

この訓令は、令和5年7月14日から施行する。

千福財産区告示

彦根市千福財産区告示第4号

彦根市千福財産区議会を下記のとおり招集する。

令和5年7月5日

彦根市千福財産区管理者
彦根市長 和田裕行

記

- 1 日時 令和5年7月14日(金) 午後3時から
- 2 場所 彦根市東沼波町249番地1 東沼波会館
- 3 議案
 - (1) 選第1号 彦根市千福財産区議会議長選挙について
 - (2) 選第2号 彦根市千福財産区議会副議長選挙について
 - (3) 議案第1号 彦根市千福財産区山林保護委員の選任につき同意を求めることについて